

当地を訪れるにあたって（注意喚起）

当地では犯罪やトラブルに巻き込まれる邦人が年々増加しております。

注意点やトラブルの事例を挙げますので、当地への訪問、滞在の参考としてください。

また、外国には独自の法制度があり、日本の大使館、総領事館もその国の法令を尊重しなければならないので、自ずと支援に限界があることをご理解下さい。

※大使館、総領事館ができること、できないこと

http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/flash02.html

1. 治安情勢等の情報収集を事前にしっかりと行う。

当館ホームページやガイドブック等には治安情報やトラブルに巻き込まれないための情報が掲載されておりますので、必ず読むようにお願いします。

これだけで典型的な手口のトラブル（いかさま賭博、ひったくり、スリ等）に巻き込まれる確率が低くなります。

《事例》

- ・ショップやレストランの情報しか見なかったので、ガイドブックに同じような手口の注意喚起が掲載されていることは知らなかった。
- ・他のホームページは見ていたが、総領事館のホームページは見たことがなく、被害後に確認すると注意喚起が掲載されていた。
- ・病気や衛生事項については注意を払っておらず、防虫対策をとっていなかったためデング熱になってしまった。

2. リスク（トラブルに巻き込まれたりした際のこと）を想定して準備をする。

あつてはならないことですが、万が一のことを想定して準備、確認を事前に行っておくことも大切です。

また、資金についても余裕を持った計画を立てるようにしてください。

《事例》

- ・現金やクレジットカード等を全て同じところに入れていたところ、ひったくり（スリ）に遭い、所持金が全てなくなってしまったのでなんとかしてほしい。
→必ず分散して持つようにしてください。また、クレジットカードには緊急サポート機能が付帯しているもの（事前に要確認）もありますので、まず自力で相談していただくようお願いします。
- ・クレジットカードの緊急連絡先がわからない。
→事前に確認しておき、財布等は分けて所持するようにしてください。
- ・日本の携帯電話が通じない。電話代が高いため総領事館から電話させてほしい。
→出国前に海外ローミングサービスへの加入、確認をするようにしてください。また、電話代がかかるからという理由等では電話をお貸しできないことをご理解願います。
- ・現金しか持ってきておらず、すべてなくなってしまった。
→現金しか所持していない場合であっても、分散して所持するようにしてください。

また、トラブルに巻き込まれたことも想定し、クレジットカードやトラベラーズチェックも併せて持つようにしてください（必ずしもクレジットカードに加入することを強制するものではありません）。

- ・クレジットカードは持っているがキャッシングできない。
- 事前に利用可能かどうか、可能金額を確認してください。カード会社によっては電話での変更を受け付けない会社もあります。
- ・お金を使い果たしてしまったので何とかしてほしい。
- 余裕を持った旅行等資金を持っていただき、計画的に使用してください。親族、友人等からの送金は、当地で口座をもっていなければ原則不可能です。また、通常の海外送金では日数がかかります。参考として口座を持っていない場合の送金方法の案内を案内します（制限もあります）が、ご自身で確認してください。

www.westernunion.com.

当館では個人からの送金を受ける口座は持っておりません。また原則貸付も行っておりません（職員の個人的な貸付は絶対行いません）。貸し付けるようなことがあっても手続き等ですぐにお金を貸し付けることができないこともご理解願います。

- ・お金を貸してもらいたいのだが、家族等には知らせないでもらいたい。
 - まず自己での解決をサポートします。もし自己で解決できない場合、家族等の協力も必要となる場合があることをご理解下さい。
 - ・クレジットカードを持ってきたつもりが、デビットカードだった。日本の銀行のキャッシュカードを持ってきたが使えない。
 - 事前にカード会社や銀行で確認してください。
 - ・海外旅行保険に加入していなかったが病気（事故）になり、病院で治療を受けたところ、高額で支払えないのでお金を支払ってもらいたい。
 - 海外での治療費は高額なことがありますので、事前に海外旅行保険に加入することをお勧めします。クレジットカードに付帯していることもありますが、事前に確認するようにしてください。
- 総領事館では治療費を立て替えて支払うようなことはできません。

3. 日本とは違い「ベトナムである」ことを認識する。

当地はベトナムであり、当地での法律、手続き、風習等に従ってもらわなければなりません。基準は日本ではありません。

「日本では」という考えは通じないことを理解してください。日本以上に厳格なこともあり、ベトナム語（英語）がわからなかった、知らなかったでは通用しません。

また、ベトナムは比較的治安の良い方ですが、海外であることを忘れずに行動するようにしてください。

《事例》

- ・犯罪被害の届け出は、
 - ・本人が
 - ・被害に遭った日に
 - ・管轄する警察

に届けなければ受理されません。また受理するかどうかはベトナム公安の判断であり、日本の警察の判断基準とは異なります。

また、捜査が進展しないこともあります。当館では違法性がない限り支援することが困難です。

- ・被害の届け出には、通訳を同行させる必要があります。
一部英語が通じる場合もありますが、原則ベトナム語でのやりとりとなり、ベトナム公安で通訳を用意してくれることはありません。総領事館でも通訳の同行、派遣はできませんので、ご自身で準備する必要があります。
- ・警察での事情聴取、届出にあたって、総領事館で事件の概要をベトナム語に訳して欲しいといった要求も困難です（ベトナムでは本人からの事情聴取が原則のため、当館が訳したものは採用されません）。
- ・交通ルール、マナーは歩行者優先ではない。
- ・タクシーの中で寝込まない。

～日本でも同様であるが（一例）～

- ・麻薬等の薬物に手を出さない。知らない人からの荷物を預かったり、運搬したりしない。
- ・海賊品、模造品を購入しない、持ち込まない、持ち出さない。
- ・売春行為を行わない。
- ・猥褻物（DVD、画像や図書等）を購入しない、持ち込まない、持ち出さない。
→猥褻の基準が日本とは全く違います。

※日本より遙かに重い刑罰、罰金を科せられます（特に薬物関係は死刑になる場合もあり、極刑が科せられます）。

- ・知らない者に声をかけられて安易に付いていかない。
- 全てとは言いませんが、街で声をかける者には注意をしてください。金銭だけでなく、身体にも危害を加えられる（生死に関わる）おそれもあります。

4. 空港でのトラブルについて

最近タンソンニャット空港でのトラブルも多発しておりますのでご注意ください。

またあってはならないことですが、空港職員による違法行為（事実確認はできておりません）の被害報告もありますので、ベトナムの法律、手続きを遵守していただき、つけ込まれないようにしてください。毅然とした態度を取っていただき対処するようにしてください（ただし、知らなかったとはいえ、もし法律違反を犯しているようなことがあれば日本より重い刑罰、罰金を科せられることがあります）。

空港職員には英語が通じる職員（日本語は通じません）もいますので、その者を通じて理由をしっかりと聞くようにしてください。

《事例》

- ・出国時、出入国カードがないことから現金を要求された。
→紛失しても入国審査の前に用紙が置いてあります（空港の場合）ので、記載してから審査を受けるようにしてください。記載したものを提出すれば罰金はありません。
～ただし、他の理由
- ・出入国カードは持ち込み金品の申告書も兼ねていることから、出国に際し

て法律を超過する量を持っている（例えば 7,000 米ドル以上を持ち込む場合、申告しなければなりません）。

- ・滞在日数を超過している。
- ・滞在ビザの手数料

等の正当な理由の場合もありますので必ず確認してください（正当な場合は当然支払わなければなりません）。

※9月15日より出入国カードは原則不要となっています。

- ・16日以上滞在する場合は、ベトナムに来る前にビザを取得してください。
 - ・15日以内の滞在であっても往復航空券等がなければ入国を拒否されます。
- 15日以内であっても、当地で第三国への航空券等を購入して出国しようとする場合はビザが必要です。
- ・旅券の有効期限が短いので入国拒否となった。
- ベトナムの法令上では旅券の有効期限が3ヶ月以上となっていますが、有効期限が6ヶ月未満となっている場合で拒否されるケースもありますので、早めに旅券を更新することをおすすめします。
- ・入国時の税、所持金品申告は必ず正確に申告してください。
- 入国時無申告等であり、出国時に「実は」と言われても遅すぎます。全て没収されてしまいます。
- ・出国ブース前での所持品検査で個室に連れて行かれた。
- 税関職員による検査です。万が一個別にて事情聴取される場合、英語の通じる職員を要求して理由を必ず聞き、毅然とした態度で対応してください。ただし、知らなかったとはいえ違法なものを所持していた場合は、ベトナムの法律に基づいた処罰を受けなければなりません。～このような場合はベトナムの法律に基づいた手続きですので当館で抗議・支援することはできません。
- ・第三国に行こうとしたところ、航空会社に搭乗を拒否された。
- 国によっては旅券の有効期限が短い場合は入国を拒否されますので、そのような場合は航空会社で搭乗を拒否されます。
- 事前に確認していただき旅券の更新をするようにお願いします。また、当地滞在者の場合、旅券が替われば当地滞在ビザ等もベトナム当局で手続きを行わなければなりませんので早めの手続きを行うようにしてください。
- ・空港で旅券がないことに気がついた。
- 旅券がなければ出入国の手続き等は一切できません。出入国をあきらめて手続きを行うようにお願いします。
- なお、当地で旅券を紛失した場合、渡航書若しくは旅券の発給に際して、警察の紛失証明、戸籍謄本（抄本）、写真がなければ発給することができず、またベトナム当局に当館発給の公文書がなければ出国できないため時間を要することになります。よって予定日に出国できないこともあることもご了承下さい。
- このようなことがないように旅券の取扱いは常に注意をお願いします。

5. 当館で支援できることにも限りがあります。

当館で支援できることにも限りがあることご理解下さい（下記のようなものは支援で

きません)。

《事例》

- ・ラウンジに行ったところ、以前キープしていたボトルと中身が替わっていた。何とかして欲しい。
- ・日本に電話したいが電話代が高いので総領事館の電話を使わせてください。
- ・おみやげ物を購入したが、他店の方が安かったので値段交渉してください。
- ・交渉のうえバイクタクシーに乗ったが、相場がわからないので支払いたくない。相場を教えてください。また、よく考えると相場より高いような気がするが、ベトナム語がわからないので交渉してください。
- ・ホテルを紹介してください。
- ・ホテルの備品を壊してしまったが、代わりに交渉してください。

等々